

**登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準を定める告示の
一部改正に係るパブリックコメントの募集結果について**

平成21年11月2日

〈問い合わせ先〉

海事局海技課

(内線45-324)

電話:03-5253-8111(代表)

国土交通省では、平成21年9月12日から平成21年10月11日までの期間において、登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準を定める告示の一部改正に係るパブリックコメントの募集を行いました。その結果、今回募集しました事案に関して2件のご意見をいただきました。その概要及び国土交通省の考え方について下記のとおり公表致します。

今回の募集に当たり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
I. 3級水先人養成課程における商船等乗船訓練の期間の短縮に関するもの	
(1)日本において初めての船長経験の無い水先人を養成するにあたり、安易に商船等乗船訓練の期間を短縮することは、良き水先システム構築のためには合理的ではないと考えられる。しっかりと管理されたシステムのもとで、経験の有無に関わらず修業生全員に4.5ヶ月間の乗船訓練を経験させて頂きたい。	商船等乗船訓練は、水先人になるにあたり、商船等の乗船経験を付与することが必要であることから導入されたものであり、今回の告示改正は、すでに商船等の乗船経験を有する方について商船等乗船訓練の期間の短縮を「可能」とするものですので、非合理的なものではございません。
II. 3級水先人及び水先人養成施設の今後の在り方に関するもの	
(1)現在の3級水先人になるための受験者層の実態を把握及び今後3級水先人養成施設に入学して来ると予想される人物像を検討した上で、新しい水先修業生のモデルを検討して頂きたい。 (2)現在養成を行っている施設の講義内容等を把握された上で、今後の養成方法について再検	ご要望の内容は、貴重なご意見として今後の水先行政の参考とさせていただきますが、今回の告示改正は、水先人養成施設の「商船等乗船訓練の期間の短縮」に関するものであり、新たな水先人養成制度等を構築するものではありません。

討して頂きたい。

(3) 上記を踏まえ、国家試験終了後の今後の3級水先人のキャリアデザインを示して頂きたい。

国土交通省では、今後も改善すべき点については適切に対応を行い、水先人養成制度がより充実したものとなるように努めます。